

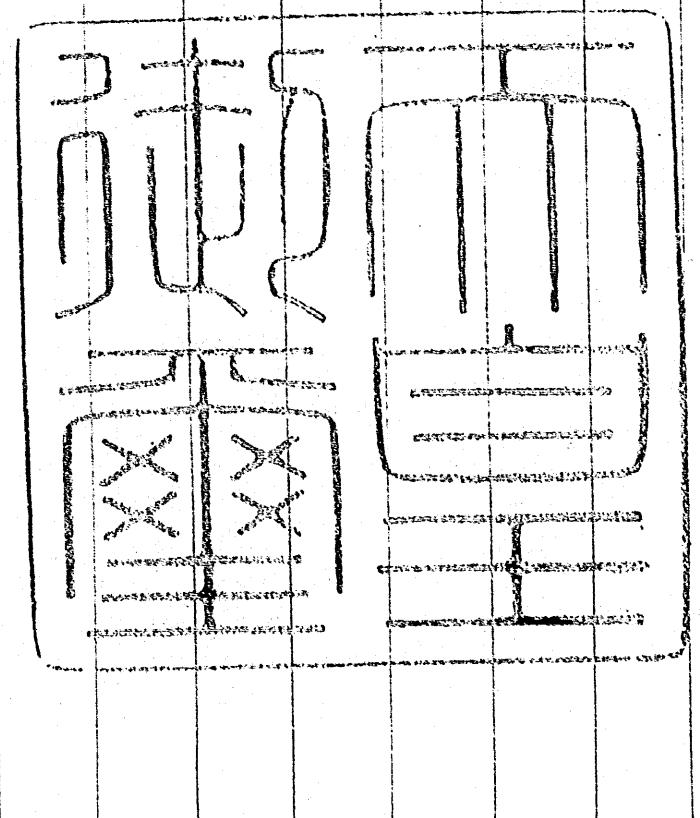
條約第三号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十一年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル開戦ニ關スル條約ヲ批唯シ茲ニ之ヲ公布シム

睦仁

明治四十五年一月二十二日

内閣總理大臣候西國寺久治
外務大臣宇野内田原武



條約第三號

開戦ニ関スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合
衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、墮地
利國皇帝ボヘミヤ國皇帝洪牙利國皇帝
陛下、白耳義國皇帝陛下、ボリヴィア共和
國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙
利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞
共和國大統領、玻馬共和國臨時總督、丁抹
國皇帝陛下、ドミニカ共和国大統領、エクア

ドル共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和国大統領、ハイチ共和国大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公ナツゾ」
 公殿下、墨西哥合衆國大統領、モンテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、バラグエ共和国大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、
 サルヴァドル共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、東ウルグエ共和国大統領、ヴェズバエラ合衆國大統領、和平和關係ノ安固ヲ期スル爲戰爭ハ豫告ナクシテ之ヲ開始セサルヲ必要トスルコト及戰爭狀態ハ遲滯ナク之ヲ中立國ニ通告スルヲ必要トスルコトヲ

考慮シ之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャルド・ビーベルスタイン

本會議特派委員ゴンセイエト・アンチード、

裁裁判所裁判官ドクトルヨハンネス・グリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフ・エッティ・チョート

月

特命大使ホレース・ボーナー

特命大使ユリアー・エム・ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド・ジェ

ーンヒル

海軍少將全權公使チャールス・エス・スペリー

陸軍少將合衆國陸軍軍法會議長全

權公使ジオージ・ビー・デーヴィス

全權公使ウイリアム・アイ・ブカナ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツへ
ニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲
裁裁判所裁判官ルイスエンドラゴ
前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所
裁判官カルロスロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝ボヘミヤ國皇帝洪牙利
國皇帝陛下

コンセイエー、アンチー、特命全權大使ゲ
タンメレード、カボスマレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ
ルド、マッキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國
學士院會員、國際法學會名譽會員、常
設仲裁裁判所裁判官ベルナル
國務大臣、前司法大臣ジ、アンデニヒーベル
和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞
國學士院會員、男爵ギヨーム

ボリヴィア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク
ラウデオ・ピニラ

英國駐劄特命全權公使コルナード・エグワ
チヤラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判
官ルイ・バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヅアルド・エフ
エスドスサントス・リスボア

勃爾牙利國公殿 下

陸軍參謀少將、侍從將官グルバン・ヴィナロフ
大審院檢事總長イヴァン・ガランジエーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミニゴ・ガナ
獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト・
マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然
丁國駐劄特命全權公使カルロス・コンチャ
格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘホルグイン
サンチアゴ・ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使陸軍將官マルセリアノ・ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴァナ」大學國際法教授、上院議員アン
トニオ・サンチエス・デ・ブスマニテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ・デ・クエサ
ダ、イ・アロステグイ

前ハヴァナ中學校長、上院議員マヌエル

サングイリード

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタン
チニーブロン

海軍少將クリスチアン・フレデリック・シエルレル
侍從、外務省課長アソセル・ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官
フランシスコ・ヘンリクス・イ・カルヴァ哈尔

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所

裁判官アボリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權
公使ヴィクトル・レンドン

代理公使エニリケ・ドルシイ、デ・アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命
全權大使ドブルヴェ、エル・デ・ヴィーリヤウルーチ
和蘭國駐劄特命全權公使ホセ・デ・ラ・リオ
イ・カルヴォ

下院議員、伯爵ガブリエル・マウラ、イ・ガマゾ
デ・モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外
務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン
ブルジョア
上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁
判所裁判官、男爵デスワールネルド・コンスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公
使、外務省法律顧問、佛國學士院會員

常設仲裁裁判所裁判官ルイ・ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスランペレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外
領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官特命大使常設仲裁裁判所
裁判官サードフライ

樞密顧問官常設仲裁裁判所裁判官
サーアーネスト・ソーソン・サトウ

樞密顧問官前國際法學會長男爵ド
ナルド・ジエームスマッケーレー

和蘭國駐劄特命全權公使サーゲリ・
ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使ソレオニリツオ
ランカベ

雅典大學國際法教授常設仲裁裁判
所裁判官ジョルジエストレイト
グワテマラ共和国大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使常
設仲裁裁判所裁判官ホセ・チズレ・マチャド

獨逸國駐劄代理公使エシリケ、ゴメス、カリ

リヨ

ハイチ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジャン、ジョセフ、ダル
ベマル

米國駐劄特命全權公使ジト、エヌ、レジエ
前國際公法教授ボルトー・ランス組合辯
護士ピエル・エ・デ・クール

伊太利國皇帝陛下

上院議員佛國駐劄特命全權大使常

設仲裁裁判所裁判官伊國委員長伯
爵ジョセフ・トルニエリ、ブルサチ・デ・ヴェルガノ
下院議員外務次官コンマンドールギド、ボ
ンピリ

參事院議官下院議員前文部大臣コン
マンドールギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑聲六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛磨
盧森堡國大公ナッソ公殿下

國務大臣内閣議長アイシン

獨逸國駐劄代理公使伯爵ド・ヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロア、エステ
ヴァ

佛國駐劄兼和蘭國駐劄特命全
權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
ドミニエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全
權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ
モンテネグロ國公殿下

コンセイエ、ブリヴェ、アンペリアル、アクチュエル、
佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
コンセイエ、ブリヴェ、アンペリアル、露國外務
省常任顧問官ド、マルテンス
コンセイエ、デヌアンベリアル、アクチュエル、和蘭
國駐劄露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄
兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲
裁裁判所裁判官フランシスバーゲルフ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオボラス

バラグエー共和国大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ・マチャイン
比律悉駐在領事伯爵ジエー・デニ・モレゾー、
ド・ベルジヤンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣下院議員ドブルヴェ・アッシュ
ド・ボーフォール

國務大臣參事院議官常設仲裁裁判

所裁判官テ・エム・セー・アッセル

退職陸軍中將前陸軍大臣參事院議
官ヨンクヘルジー・セー・セー・デニペール・ボール
チュゲール

特務侍從武官退職海軍中將前海軍
大臣ヨンクヘルジー・ア・ローレル

前司法大臣下院議員ジー・ア・ロエフ

祕露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使
常設仲裁裁判所裁判官カルロス・ジエー・

カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁判
判所裁判官サマド、カン、モムタゾスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルツア、アーネ
メウド、カン、サヂグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官ペール、デュロワイヨー、前外
務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命
全權大使侯爵デ、ソヴェラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵デ、セ
リール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、
ドリヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンド
ルベルデマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガールマ
グロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、ブリヴエ、アクチニエル」佛國駐劄

特命全權大使ネリドフ

コンセイエー、ブリヴエ、外務省常任顧問官、

常設仲裁裁判所裁判官ド、マルテンス

コンセイエー、デダ、アシチニエル、侍從、和蘭國

駐劄特命全權公使チャリコフ

サルヴァドル共和国大統領

佛國駐劄代理公使常設仲裁裁判所

裁判官ペドロ、ジー、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリ

アナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴァ、グルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使常設仲裁裁判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ミシェル、ミリチエヴィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モハチャナデー、ウドム

公使館參事官セー、カラデオニ、ドレリ

四

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリエーバル

瑞典國ゴツツ及ヴァンド皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン・カルラン

陸軍參謀大佐、ジエネヴァ大學教授エージェーン・ボレル

「チューリヒ」大學法學教授マックス・フーベル

土耳其皇帝陛下

特命大使、ミニストルド、レヴカフ、チルカン、パシヤ
伊國駐劄特命全權大使レシッド、ベー
海軍中將メヘメトド、バシャ

東「グルグエ」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官モ
バトレイ、オルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官フアン・ペー・カス

トロ

「ヴエネズエラ合衆國大統領」

獨逸國駐劄代理公使ホセ・ヒル、フォルトウル因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含

ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戰爭ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス

第二條 戰爭狀態ハ遲滯ナク中立國ニ通告スヘク通告受領ノ後ニ非サレハ該國ニ對シ其ノ效果ヲ生セサルモノトス該通告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ中立國カ實際戰爭狀態ヲ知リタルコト確實ナルトキハ該中立國ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得

ス

四

四

第三條 本條約第一條ハ締約國中ニニ
國又ハ數國間ノ戰爭ノ場合ニ效力ヲ
有スルモノトス

第二條ハ締約國タル一交戰國ト均シ
ク締約國タル諸中立國間ノ關係ニ付
拘束力ヲ有ス

第四條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス

ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル
諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛
テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以
テ之ヲ寫ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證
騰本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招

請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル
モノトス

第五條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約
ニ加盟スルコトヲ得
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ

寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
第六條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託
ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託
ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ
後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ
テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ
通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ

後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第七條　締約國中本條約ヲ廢棄セムト
欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其
ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國
政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘
ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シ
タル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲
シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スル

モノトス

第八條　和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置
キ第四條第三項及第四項ニ依リ爲シ
タル批准書寄託、日並加盟(第五條第
二項)又ハ廢棄(第七條第一項)ノ通告ヲ
接受シタル日ヲ記入スルモノトス
各締約國ハ右帳簿ヲ閲覽シ且其ノ認
證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名

ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書
 一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄
 託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
 リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸
 國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルシャル

クリーデ

第二 亞美利加合衆國 ジョセフ、エッチ、チヨート

ホレス、ボーナー

ユート、ロード

デヴィッド、ジョン、ヒル

シーエス、スペリー

ウイリアム、アイ、ブカナン

第三 亞爾然丁國 吳サエンツヤニヤ

ルイス、エド、ドラゴ

セドロドリゲス、ラレタ

第四 埃地利洪牙利國 メレー

男爵マツキオ

第五 白耳義國 アベルナール

ジ、アンデビューベル

ギーヨーム

第六 ポリヴィア國 クラウデオ・ピニラ
第七 伯刺西爾國 ルイ・バルボサ

エドリスボア

第八 勃爾牙利國 陸軍少將ヴィナロフ
イヴァン・カラジューロフ

第九 智利 國 ドミニゴ・ガナ
アウグスト・マワテ

カルロス・コンチャ

第十 清 國

第十一 格倫比亞國 ホルヘ・ホルグイン
エスペレス、トリアナ

エム・ヴァルガス

第十二 玖馬共和國 アントニオ・エス、デ・ブスマニテ
ゴンザロ、デ・クエサダ

マヌエル・サングイリーリー

第十三 丁抹 國 セー・ブロン

第十四 ドミニカ共體 ドクトル・ヘンリケス、イ・カルヴァハル
アボリナル・テ・ヘラ

第十五 エクアドル共體 ヴィクトル・エム・レンドン

エドルン、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

ドブルヴェ、モ、ビーリヤウルーチャ
ホセ、デラ、リカ、イ、カルヴォ

ガブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西國

レオン、ブルジョア
デスツールネルド、コシスタン

エルルノー

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、ブライ
アーネスト、サトウ

レー

ヘンリー、ハワード

第十九 希臘 國

クレオニ、リツオ、ランガベ
ジヨールジユ、ストレイト

第二十 グワテマラ 國

ホセ、チブレ、マチャド
ダルベル、シャン、ジョセフ

ジー、エヌ、レジエ

ピエール、エデシール

第二十一 伊太利國

ポンピリ
ジエー、フジナト

第三十三 日本國 佐藤愛磨

内

外

第三十四 盧森堡國

アイシェン

第三十五 墨西哥國

ジエーフ、エステヴア
伯爵ド、ヴィレー

第三十六 モンテネグロ國

エスベード、ミエト
エスエル、デラス、バラ

第三十七 ニカラグワ國

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十八 諾威國

エスバーゲルブ

第三十九 巴奈馬國

ベー、ボラス

第四十 パラグエ國

ジエー、デヌ、モレソ

第四十一 和蘭國

ドブルヴェ、アッシュ、ドボーフォール

テー、エ、セー、アッセル

デンベルボールチュゲール

ジー、アーローエル

ジー、アーロエフ

セー、ジエー、カレダモ

第四十二 祕露國

モハツサルタナ、エサード、カン

第四十三 波斯國

モハツサルタナ、エサード、カン

内

外

四
四

四
四

サデグ、ウル、ムルク、エ、アーリド、カン

第三十四 葡萄牙國 アルベルト、ドリヴェイラ

第三十五 羅馬尼亞國 エドガール、マヴロコルダト

第三十六 露西亞國 ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十七 ザルヴァドル國 ペー、ジー、マテウ

エス、ペレス、トリニアナ

第三十八 塞爾比亞國 エス、グルーイツチ

エム、ジエー、ミロヴアノヴィツチ

第三十九 邵羅國

エム、ジエー、ミリチエヴィツチ

モム、チャチディー、ウドム

セードラヂオニードレリ

ルアング、ビュヴァナルトナリューバル

カーナッジ、エル、ハマルスキヨルド

ヨハンネス、ヘルネル

第四十 瑞典國

カルラン

第四十一 瑞西國

チュルカン

第四十二 土耳其國

ホセバトレイ、オルドニエス

第四十三 ヴルグエ國

ジービル、フォルトル

第四十四 ヴェネズエラ國

ウルグエ、ジービル、フオルトル

月

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル
日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス

明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
於テ第二回萬國平和會議ニ賛同シタル
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國
全權委員ノ署名シタル開戦ニ關スル條
約ヲ閱覽點検シ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百七十年明

治四十四年十一月六日東京宮城ニ於ラ
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鉢セシム

御名國璽

外務大臣子爵内田康哉

印